

# 八尾市シェアサイクル実証実験事業 事業者募集要項 (公募型プロポーザル方式)

## 1. 事業の目的

八尾市(以下、「本市」とする。)では、以前から市域内、特に高安山麓地域や市南東部地域において点在する観光スポットへの移動手段の構築をはじめ、駅舎から多様な目的地への移動手段や鉄道・バス等の公共交通以外の新たな移動手段の構築が課題とされており、それらの課題に対応するため、新たな移動手段としてシェアサイクルの導入を検討している。

シェアサイクルの導入により、高安山麓地域や市南東部地域での移動、また、駅舎間の移動の円滑化など様々な効果が期待できるものとする。

今回、シェアサイクルを試験的に導入することで、観光客等の移動手段としての有効性や回遊性等の検証を行うとともに、利用状況等のデータをまちづくりに活かすことを目的とする。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名称

八尾市シェアサイクル実証実験事業

### (2) 事業内容

「八尾市シェアサイクル実証実験事業 仕様書」のとおり

### (3) 事業期間

協定締結日から令和8年6月30日まで

協定締結日から令和5年4月30日までは準備期間、実証実験は令和5年5月1日からとする。

ただし、令和5年5月1日より早期に実施ができる場合は、本市と協議すること。

### (4) 実施場所

本市市域全域。

## 3. 参加資格

下記の(1)から(8)までのすべての項目を満たしている者である。

(1) 令和2年度及び令和3年度にシェアサイクル事業の実績を有していること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものに該当しない者であること。

(3) 応募の受付期限日において、破産手続き、再生手続き又は更生手続き等が開始されていない者であること。

(4) 公告の日から審査時までの間において、本市からの入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 八尾市財務規則(昭和39年八尾市規則第33号)第98条の規定に該当する者であること。

(6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。

- (8) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

#### 4. 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。また、優先交渉権者が協定締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

- (1) 「3. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合。
- (2) 応募資格を満たしていないと認められた場合。
- (3) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- (4) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (6) プレゼンテーション審査に欠席した場合。
- (7) 前各号に定めるものの他、信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合。

#### 5. スケジュール

No.	内容	日時	提出方法・備考
1	公募開始(参加申込書等及び企画提案書等の受付開始)	令和5年1月6日(金)	
2	①参加申込書等提出期限 ②質問受付期限	令和5年1月13日(金) 17時まで	①郵送、持参にて受付 ②メールにて受付
3	①参加資格審査の結果通知 ②質問への回答期限	令和5年1月20日(金) 正午まで	①メールにて通知 ②ホームページにて公開
4	企画提案書等提出期限	令和5年1月27日(金) 17時まで	郵送、持参にて受付
5	プレゼンテーション実施通知	令和5年2月1日(水)	メールにて通知
6	プレゼンテーション審査	令和5年2月6日(月)	
7	審査結果通知	令和5年2月10日(金)	メールにて通知
8	協定締結	令和5年2月	
9	準備期間	協定締結後～令和5年4月	
10	事業開始	令和5年5月1日(月)	

※参加申込書等は、「7. 提出書類」の No.1～4を、企画提案書等は、No.5及び6を指す。

※募集要領等については、本市ホームページからダウンロードすること。

提出書類については、提出方法にかかわらず、締切日の17時必着とする。

持参にて提出の場合、平日の9時から17時までの間に持参すること。

(ただし、12時から12時45分の間を除く)

## 6. 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

電子メールでの受付とする。

件名を「八尾市シェアサイクル実証実験事業に関する質問(事業者名)」とし、「【様式4】質問書」に必要事項を記入の上、Word形式で添付すること。

なお、電子メール送信後、受信確認のための電話連絡を行うこと。

### (2) 提出期限

「5. スケジュール」のとおり。

### (3) 提出先

「13. 担当課」のとおり。

### (4) 回答方法

「13. 担当課」のホームページにて質問と合わせて回答する。

回答日時は「5. スケジュール」のとおり。

※本市において意図を変えない範囲で内容を編集し、回答を行う場合もある。

### (5) 留意事項

- ・ 電話、FAX及び口頭による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。
- ・ 質問が無い場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

## 7. 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を郵送または持参により提出すること。

### (1) 提出書類

No.	提出書類名	提出部数	備考
1	【様式1】八尾市シェアサイクル実証実験事業 プロポーザル参加申込書兼誓約書	1部	
2	【様式2】事業者概要書		
3	【様式3】業務実績調書		
4	① 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) ② 直近の納税証明書(国税、市税) ③ 法人登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)	1部	※ただし、令和4年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査登録がある場合は①～③の提出書類を省略 ※①～③は写しで可
5	【様式6】八尾市シェアサイクル実証実験事業に係る企画提案書	正本1部、 副本10部	副本は事業者名を記載しないこと。
6	企画提案書概要	正本1部 副本2部	

### (2) 受付期限

「5. スケジュール」のとおり。

(3)提出先

「13. 担当課」のとおり。

(4)辞退

プロポーザル参加申込書兼誓約書の提出後に提案を辞退する場合は、速やかに「【様式5】辞退届」を郵送または持参により提出すること。

## 8. 企画提案書の提出について

(1)企画提案書は、「【様式6】八尾市シェアサイクル実証実験事業に係る企画提案書」を用いて作成すること。

(2)企画提案書概要は、A4サイズ両面印刷(縦・横は自由)で作成すること。

(3)サイクルポートの設置について、別紙1「サイクルポート候補地一覧」を考慮して提案するものとし、年度ごとのサイクルポート設置数及び設置台数を企画提案書に明記すること。

(4)公平・公正な審査に資するため、正本の表紙のみ提案者名を記載し、副本には提案者名や企業ロゴなど、参加者が特定・推測されるおそれのある表記は一切記載しないこと。

## 9. プレゼンテーションの実施

(1)実施日

「5. スケジュール」のとおり。

(2)実施時間・場所

プレゼンテーション実施通知に日時・場所等を記載し、「【様式1】八尾市シェアサイクル実証実験事業 プロポーザル参加申込書兼誓約書」記載のメールアドレスへ送付する。送付日は「5. スケジュール」のとおり。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、オンライン方式で実施する場合がある。

(3)実施方法

各事業者2名までの出席とし、1事業者30分とする。

(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

(4)注意事項

- ・ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・ プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「EB-W05 EPSON」については本市にて用意するが、その他必要な機材(ポインター、パソコン等)については提案者にて準備すること。

## 10. 事業者の選定

(1)評価基準

別紙2「八尾市シェアサイクル実証実験事業 評価基準」のとおり。

(2)選定方法

本市の庁内関係者で構成する選定委員会において提案内容の審査及び採点を行い、以下の通り

優先交渉権者の選定を行う。

- ①「八尾市シェアサイクル実証実験事業 評価基準」に基づき審査を実施し、総合得点(審査項目の全項目の合計点)が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- ② 総合得点が高得点の者が複数であった場合は、項目④企画提案点が高い者を優先交渉権者として、企画提案点も同じ場合は、選定委員会の議決により順位を選定する。
- ③ 総合得点の最高得点の者が協定を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
- ④ 総合得点が6割を超えない場合は失格とする。
- ⑤ 応募者が1社であっても選考を実施するが、総合得点が6割を超えない場合は選定しない。

### (3) 選考結果の通知

審査結果については、「5. スケジュール」に記載の期日までに、全ての提案事業者(辞退者を除く。)に対し電子メールにて通知する。また、「13. 担当課」のホームページにて公表する。

## 11. 協定の締結

- (1) 優先交渉権者との協定交渉が成立した場合は、当該事業者を協定者として決定し、協定の締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和5年2月中に協定が締結できるように速やかに手続を進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- (2) 優先交渉権者との協定が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次点の者が優先交渉権者となり、協定交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を協定者として決定し、協定締結を行うものとする。

## 12. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 審査内容、結果についての異議は認められない。
- (4) 企画提案書で表明された内容が協定内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には協定を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (5) 提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、八尾市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 13. 担当課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市魅力創造部観光・文化財課 担当: 西澤、吉村

TEL: 072-924-3717 / FAX: 072-924-3995

E-Mail: k-bunkazai@city.yao.osaka.jp